



vol.
62



子ども主体の居場所で 自由に学んでほしいです

NPO法人あおぞら代表

みやした あきこ

宮下 晶子さん（72歳）

京都生まれ。大阪音楽大学ピアノ科で学んだ後、高校教師として教壇に立つ。結婚を機に目黒区に移り住み、子どもコーラスを始める。令和4年に多彩な子どもの居場所づくりを目指し、NPO法人あおぞらを設立。現在、(公財)日本国際連合協会の評議員も兼任。

未来への希望を込めた「あおぞら」の誕生

「教師時代、厳しい家庭環境の生徒に出会い、何もできない歯がゆさを感じたのが、ボランティア活動に目覚めた原点でした」と語る宮下さん。以来、子どものためにできる支援を模索し続け、25年前、娘さんの通う東根小学校で、子どもたち5人を集めて子どもコーラス「コスモス」を始めました。今では20人規模となり、卒業生は200人を超えるほどになりました。

コロナ禍では「先の見えない世の中でも希望を届けたい」とチャリティーコンサートを企画。多文化共生を見据え、ミャンマー人やアフリカ人・オーストラリア人の友人、地域のかたに協力を依頼し、「世界の子どもたちに笑顔を届け

る」をテーマに実現しました。それを機に、もっと未来を担う子どもたちが楽しみ、明るい未来を描けるよう、そして将来社会で活躍できるよう手助けしたいという思いから、NPO法人あおぞらを設立。本格的な活動へと踏み出しました。

一人一人の興味に沿う多彩な居場所づくり

あおぞらの活動は多岐にわたります。以前に鑑賞した子どもコーラスの発表会で、障害の有無を超えて共に歌う姿に感動し、歌好きなら誰でも参加できる子どもコーラスを立ち上げたそうです。また、宇宙体験教室では宇宙テーマパーク設立を目指す研究者を招き、子どもの宇宙への興味を広げています。



プロから落語を教わる落語講座「らくご笑学校」では、「普段おとなしい子が高座では一転して明るくしゃべる。その姿には本当に驚かされます」と宮下さんはうれしそうに話します。子どもたちがいつもと違う姿を見せられる、かけがえのない居場所となっているようです。

子ども一人一人が望む未来へ

令和7年からは新たに区内の飲食店と協力し、地域の小・中学生を対象にした月2回の「宿題カフェ」をスタート。宿題のサポートをしたり、自由に遊べる場を提供したりしながら、片付けやあいさつといった礼節の指導も怠りません。「遊んで終わりではなく、やるべきことはきちんとやる。それが最も大事だと考えています」。また、カフェでの様子から子どもの心情を察することも多いそう。気になる点があれば保護者に事情を聞き、適切な心のケアに努めています。今後について、「子どもが主体的に学べる場をより増やしていきたい。同じ思いを持つ方々に参画してほしいです」と話す宮下さん。子ども一人一人が生き生きと学び、望む未来へと歩んでいけるよう、地域の居場所づくりに取り組む強い思いが伝わってきました。



スポーツ

北部地区・中央地区スポーツ大会

①中央地区スポーツ大会

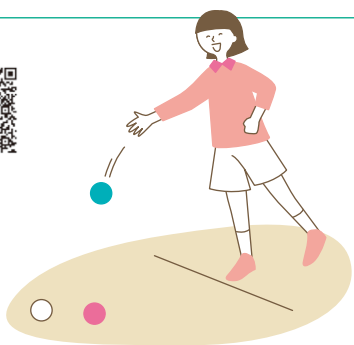
時 11月8日(日)9:30～12:00
(9:15から受け付け)

場 碑文谷体育館

内 ボッチャ

対 五本木・鷹番・油面住区の
小学3年生以上

定 各住区16人(先着)



②北部地区ファミリースポーツ大会

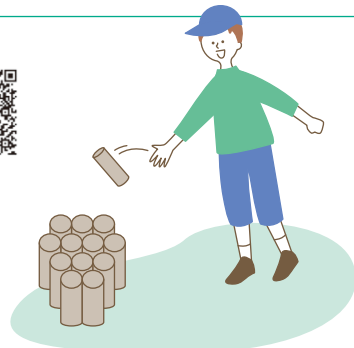
時 11月15日(日)9:30～12:00
(9:00から受け付け)

場 東山中学校体育館

内 モルック

対 烏森・東山・菅刈・駒場住区の
小学4年生以上

定 各住区20人(先着)



①②共通

申 ①10月16日～11月1日 ②10月20日～11月3日に、窓口
先 各地区の住区センター

問 スポーツ振興課スポーツ事業係(☎5722-9695、FAX5722-9754)



お知らせ

ひとり親家庭等 医療費助成制度



ひとり親家庭などのかたが病気やけがをした際に、医療費(保険診療)の自己負担分(一部または全部)を助成します。申請方法など詳細は、お問い合わせください。

※ 区内在住で健康保険に加入している、次の①～⑤のいずれかに該当する子ども(18歳到達後最初の3月31日まで。中度以上の障害がある場合は19歳まで)と養育者

①父母が離婚・死亡・生死不明・未婚などにより、ひとり親の状態にある

②父(母)に1年以上遺棄されている

③父(母)が裁判所からDV保護命令を受けている

④父(母)が法令により1年以上拘禁されている ⑤父(母)に重度の障害がある

※父か母が事実上の婚姻関係にある(⑤を除く)場合は、受給不可

※生活保護受給者や児童福祉施設などの入所者は受給できない場合あり

※前々年の所得が所得制限額(下表)未満

扶養人数	請求者本人	孤児などの養育者、 配偶者・扶養義務者
0人	208万円	236万円
1人	246万円	274万円
2人	284万円	312万円

※以下、扶養人数が1人増すごとに38万円を加算

※所得は、年間収入から給与所得控除または必要経費、医療費控除、ひとり親控除、特定親族特別控除(令和7年中の所得から適用)などを差し引いたもの

現況届の手続きをしてください

ひとり親家庭等医療証は、毎年1月1日に更新されます。現在、ひとり親家庭等医療証をお持ちのかたへ、10月下旬に現況届の書類をお送りします。手続きが完了しない場合は、来年以降の交付ができません(期限は11月30日まで)。

問 子ども若者課育成給付係(☎5722-9645、FAX5722-9328)